

昭和58年度大学入学者選抜
共通第1次学力試験

受 験 案 内

出願期間 昭和57年10月1日(金)～15日(金)

試験期日 昭和58年1月15日(土)・16日(日)

大学入試センター

高等学校作成用

※⑨

※⑩

昭和58年度大学入学者選抜共通第1次学力試験

志願票総括表

① 高等学校等コード									
1									
② 提出回数							回		
③ 整理番号								～	
④ 志願票枚数									枚
選択届出科目申請者数					⑤ 数学一般				人
					⑥ 基礎理科				人
					⑦ 英語 A				人
⑧ 身体障害者受験措置申請者数									人

備考

取扱責任者職氏名

印

電話番号 (市外局番) — ()

卒業見込証明書

上記志願票総括表の整理番号に係る共通第1次学力試験出願者 人は、
昭和58年3月本校卒業見込みの者であることを証明する。

昭和 年 月 日

学校名
校長名

職印

※印の欄には記入しないこと。

まえがき

国公立大学の入学者選抜は「共通第1次学力試験」と、各大学が行う第2次試験を組み合わせて実施しています。

共通第1次学力試験は、すべての国公立大学が、大学入試センターと協力して、同一の試験問題により、同一の期日に一斉に行うもので、これによって志願者の、主として高等学校の段階における一般的・基礎的な学習の達成の程度を判定します。

続いて各大学は、志願者について、それぞれの大学・学部の目的、特色、専門分野等の特性にふさわしい能力・適性等があるかどうかを判定するために、必要に応じ第2次試験として、学力検査、実技検査、小論文を課し、面接を行います。各大学は、共通第1次学力試験の成績と第2次試験の結果のほか、高等学校長から提出される調査書などを加え、多くの資料を総合して適正な合否の判定を行うこととしています。

この「受験案内」は、共通第1次学力試験の仕組みと、この試験に出願しようとするときの具体的な手続などを記載したものです。この冊子には出願に必要な書類等が折り込まれています。

共通第1次学力試験に出願しようとする者は、この受験案内をよく読んで、誤りのないよう所定の手続をしてください。

※ 私立の産業医科大学も共通第1次学力試験に参加しており、同大学に入学を志願する者も、この試験を受験しなければなりません。

昭和58年度大学入学者選抜共通第1次学力試験

受験案内

目次

1 出願資格	4
2 試験の期日及び試験時間	6
3 出題教科・科目等	6
4 検定料の納付・出願	8
(1) 検定料の納付	(2) 出願期間及び出願書類提出先
(3) 出願書類及びその提出方法	
5 志望大学・学部等の申請	18
6 試験場の指定	18
7 確認はがきの送付	19
8 受験票等の送付	20
9 資料の公表	22
10 身体に障害のある者に対する試験実施上の取扱い	23
11 追試験・再試験	25

志願票作成上の注意	27
-----------	----

身体障害者受験措置申請書作成上の注意	33
--------------------	----

出願手続等の問い合わせ	34
-------------	----

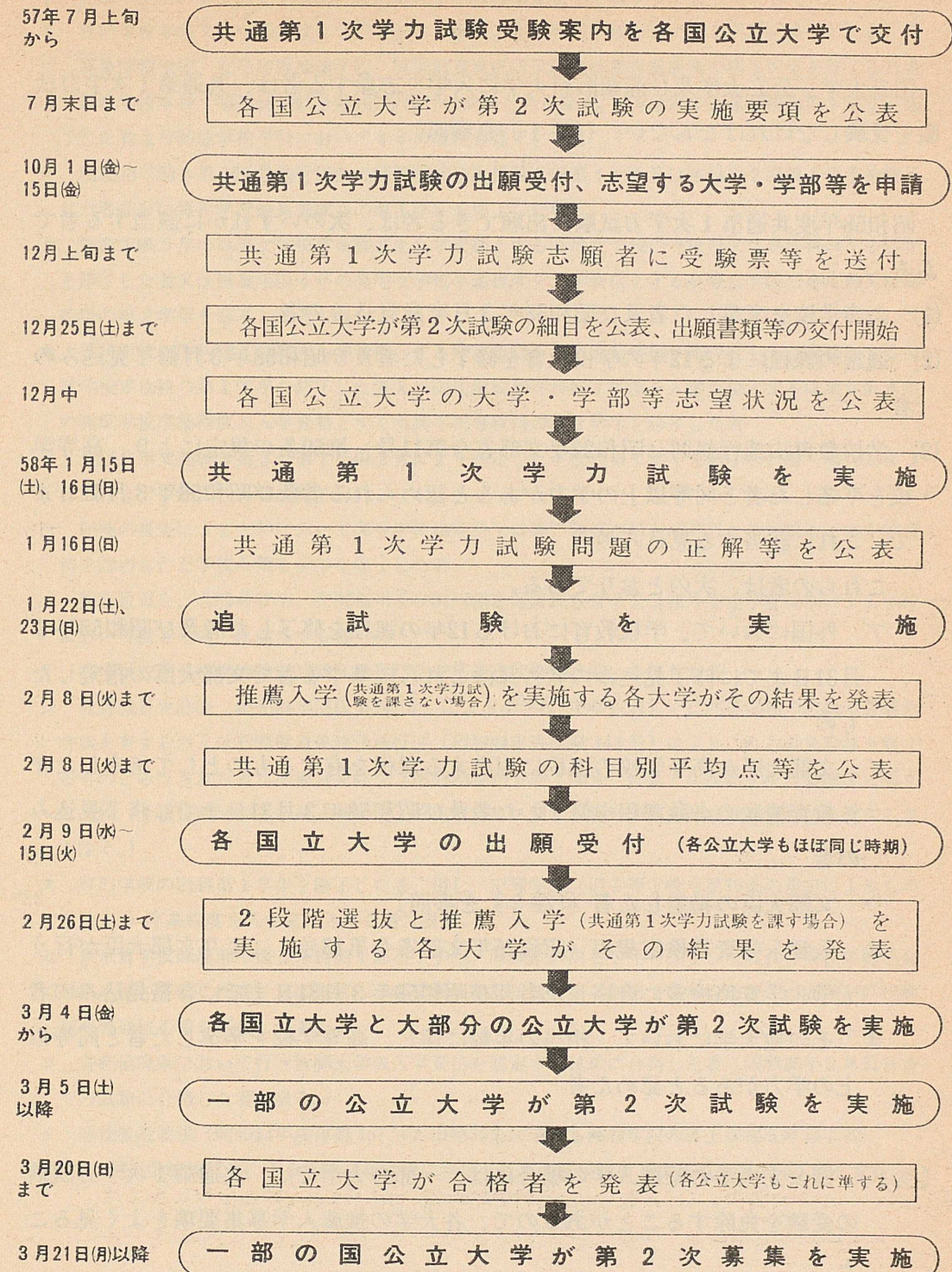
高等学校へのお願い	35
-----------	----

コード表	38
------	----

1 高等学校等コード表	2 試験地区区分表	3 大学・学部コード表
-------------	-----------	-------------

〔注〕 この受験案内には、志願票、検定料の納付書、封筒(出願書類提出用)、身体障害者受験措置申請書、志願票総括表(高等学校用)、受領書(高等学校用)を、折り込んである。

昭和58年度国公立大学入学者選抜実施日程



〔備考〕 産業医科大学の実施日程は、国立大学と同じである。

1 出 願 資 格

国立大学、公立大学及び産業医科大学に入学を志願する者は、共通第1次学力試験を受験しなければならない。（〔注1〕を参照）

昭和58年度共通第1次学力試験に出願できる者は、次のいずれかに該当する者である。

- (1) 高等学校を卒業した者及び昭和58年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び昭和58年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び昭和58年3月31日までにこれに該当する見込みの者

これらの者は、次のとおりである。

- ア 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び昭和58年3月31日までに修了見込みの者、又はこれらに準ずる者で文部大臣の指定したものの者
- イ 文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び昭和58年3月31日までに修了見込みの者
- ウ 文部大臣の指定した者（〔注2〕を参照）
- エ 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部大臣が行う大学入学資格検定に合格した者及び昭和58年3月31日までに合格見込みの者
- オ その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

〔注1〕 国公立大学の推薦入学の場合には、一部の大学では、共通第1次学力試験の受験を免除することがあるので、各大学の推薦入学募集要項をよく見ること。

〔注2〕 文部大臣の指定した者は、次のとおりである。

- ア 従前の規定による高等学校高等科又は大学予科の第1学年を修了した者
- イ 専門学校本科又は中等学校卒業程度を入学資格とする専門学校予科の第1学年を修了した者
- ウ 高等師範学校、女子高等師範学校、実業教員養成所又は臨時教員養成所の第1学年を修了した者
- エ 師範学校本科（昭和18年勅令第109号施行以前のものを除く。）又は青年師範学校の第1学年を修了した者及び師範学校予科において4年の課程を修了した者
- オ 昭和18年勅令第109号施行以前の師範学校の本科第1部第4学年又は本科第2部第1学年を修了した者並びに青年学校教員養成所の第1学年を修了した者
- カ 修業年限5年の高等女学校卒業程度を入学資格とする高等女学校の専攻科又は高等科の第1学年を修了した者又は修業年限4年の高等女学校卒業程度を入学資格とする高等女学校の専攻科又は高等科の第2学年を修了した者
- キ 国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限5年の実業学校卒業程度を入学資格とする実業学校専攻科の第1学年を修了した者又は国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限4年の実業学校卒業程度を入学資格とする実業学校専攻科の第2学年を修了した者
- ク 大正7年文部省令第3号第2条第2号により指定した学校の第1学年を修了した者（昭和30年3月31日までに修了した者に限る。）
- ケ 従前の規定による大学において高等学校高等科又は専門学校本科と同等以上の学校として入学資格を認められた学校の第1学年を修了した者
- コ 朝鮮教育令、台湾教育令、在閩東州及び満州国帝国国民教育令又は在外指定学校規則による学校において前各号の一に該当する者
- サ 高等学校高等科学力検定試験又は専門学校卒業程度検定試験に合格した者
- シ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の普通免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）によりこれらの免許状を有するものとみなされた者（旧教員免許令（明治23年勅令第134号）に基く旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第4号）による実習科目に関する限りの実業学校教員免許状を有する者を除く。）
- ス 専門学校の別科第1学年を修了した者、但し、中等学校（旧中等学校令第19条の規定によるものを除く。）卒業程度を入学資格とする者に限る。
- セ 東京盲学校師範部甲種音楽科第1部第1学年、同鍼按科第1学年を修了した者及び同校師範部普通科乙種を卒業した者、又は東京ろう啞学校師範部技芸科第1部第1学年を修了した者及び同校師範部普通科乙種を卒業した者
- ソ 各都道府県において行う新制大学の入学資格を認定する試験に合格した者（昭和26年3月31日までの試験に合格した者に限る。）
- タ 運輸省設置法（昭和24年法律第157号）旧第35条に定める商船学校の席上課程3年修了者
- （注） 国立学校設置法による商船高等学校に包括された商船学校席上課程第3学年修了者を含む。

- チ 旧海軍工廠、旧海軍航空廠、旧海軍技術廠、旧海軍火薬廠、旧海軍施設部、旧海軍燃料廠及び旧海軍工作部（旧海軍工廠等という。以下同じ。）に設置した工員養成所において修業年限 2 年の補修科を修了した者、旧海軍工廠等に設置した工員教習所において修業年限 1 年の補修科を修了した者又は旧海軍工廠等に設置した職工教習所において修業年限 2 年の高等科、修業年限 1 年の専修科若しくは補修科を修了した者
- ツ 運輸省設置法による海員学校の高等科を卒業し、同法による海技大学校の通信教育部の普通科 A 課程を卒業した者（昭和50年 4 月 1 日以降に海技大学校の当該課程に入学した者に限る。）
- テ スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で18歳に達したもの

2 試験の期日及び試験時間

期 日	試 験 時 間	
昭和58年	国 語	12：00－13：40
1 月15日(土)	理 科	14：30－16：30
1 月16日(日)	社 会	9：00－11：00
	数 学	12：20－14：00
	外国語	14：50－16：30

3 出題教科・科目等

- (1) 共通第 1 次学力試験の出題は、高等学校学習指導要領に準拠し、主として、高等学校においてすべての生徒が履修する科目から行う。

出題教科・科目等は、次表のとおりである。

5 教科をすべて受験しなければならない。1 教科でも受験しなかった場合には、共通第 1 次学力試験を受験したことにはならない。したがって、各大学の第 2 次試験に出願することができない。

教 科	試験時間	配 点	科 目	科 目 選 択 の 方 法
国 語	100分	200点	現代国語と 古典Ⅰ甲	「現代国語」と「古典Ⅰ甲」をあわせて解答する。
社 会	120	200	倫理・社会 政治・経済 日 本 史 世 界 史 地 理 A 地 理 B	2 科目を試験室で選択解答する。 ただし、「倫理・社会」と「政治・経済」及び「地理 A」と「地理 B」を、それぞれ 2 科目として選択することはできない。
数 学	100	200	数 学 Ⅰ 数 学 一 般	1 科目を解答する。 （ただし、「数学一般」を解答できる者は、高等学校で「数学Ⅰ」の科目を履修せず、「数学一般」の科目を履修した者に限る。大学入学資格検定合格者は、検定試験受検の際に「数学一般」を選択した者に限る。〔注〕参照）
理 科	120	200	物 理 Ⅰ 化 学 Ⅰ 生 物 Ⅰ 地 学 Ⅰ 基 礎 理 科	「物理Ⅰ」、「化学Ⅰ」、「生物Ⅰ」及び「地学Ⅰ」のうちから 2 科目を試験室で選択解答、又は「基礎理科」1 科目を解答する。 （ただし、「基礎理科」を解答できる者は、高等学校で「物理Ⅰ」、「化学Ⅰ」、「生物Ⅰ」、「地学Ⅰ」の科目を履修せず、「基礎理科」の科目を履修した者に限る。大学入学資格検定合格者は、検定試験受検の際に「基礎理科」を選択した者に限る。〔注〕参照）
外国語	100	200	英 語 B ド イ ツ 語 フ ラ ン ス 語 英 語 A	1 科目を試験室で選択解答する。 （ただし、「英語 A」を解答できる者は、高等学校で「英語 B」の科目を履修せず、「英語 A」の科目を履修した者に限る。大学入学資格検定合格者は、「英語 A」又は「英語 B」のいずれも選択することができる。〔注〕参照）

〔注〕 「数学一般」、「基礎理科」、「英語 A」を選択しようとする者は、出願の際にそのことを志願票で届け出なければならない。その手続については、30ページ参照のこと。これらの科目を受験することが認められた者（受験票に表示する。）は、他の科目に変更して解答することはできない。

- (2) 『社会』の「日本史」については、高等学校学習指導要領の「日本史」の「(7)現代の世界と日本」(第二次世界大戦終結以降の事象)は、出題範囲から除外する。ただし、中学校における履修程度の出題を行うことがある。
- (3) 共通第1次学力試験は、主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し、解答はマーク方式による。

4 検定料の納付・出願

(1) 検定料の納付

ア 検定料の額

共通第1次学力試験の検定料は、8,000円である。

なお、第2次試験の検定料は、各大学へ出願する際に納付するものであり、その額は、国立大学については9,000円(夜間に授業を行う学部にあっては、5,500円)である。国立大学以外の大学については各大学が募集要項等で定めるところによる。

イ 検定料の納付期限

昭和57年10月15日(金)(下記ウの(ア)の金融機関の窓口締切時刻まで)

ウ 納付の方法

(ア) この受験案内に折り込んである「納付書」により、日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。)又は郵便局で納付すること。

なお、日本銀行の代理店及び歳入代理店とは、市中銀行等の本店、支店で、「日本銀行代理店」、「日本銀行歳入代理店」の表示があるものである。

〔納付書・領収証書記入例〕

納付書・領収証書		国庫金	
(納入者) ※住所	No 7000001 東京都目黒区駒場2丁目 19-1 駒場荘 3号室 ※フリガナ コマバ タロウ 氏名 駒場 太郎 殿 ※高等学校等コード 131014	昭和57年度 国立学校特別会計(025) 文部省所管	取扱庁名 大学入試センター(5530)
		授業料及入学検定料	授業料及入学検定料 入学科及検定料
		納付金額	8,000円
		納付目的	共通第1次学力試験検定料
		納付期限	昭和57年10月15日限り
		納付場所	日本銀行本店、支店、代理店 又は歳入代理店 郵便局
		上記の金額を領収しました。 (領収日付印)	

注意
1. 納付金額を納付するときは、裏印のところを明りょうに記入し、納付場所に納付して下さい。なお、高等学校等コードは、受験案内に記載されている高等学校等コード表により記入して下さい。
2. 納付期限後に納付することはできません。
3. 納付したときは、必ず領収証書を受け取って下さい。

◎ この納付書は、3枚1組の複写式となっていますから、3枚とも納付場所に提出して下さい。

〔注〕(1) 検定料の納付書が、納付書・領収証書、領収控、領収済通知書の3枚1組であること及び納入者欄の番号が3枚とも同一であることを確認すること。

(2) 納付書に、入学志願者の住所、氏名(フリガナ)、高等学校等コード(38～59ページ参照)を、黒又は青のボールペンで正確に記入すること。

(イ) 納付した際は、必ず「領収証書」を受け取り、検定料を納付したことの証明として志願票の裏の所定欄にはり付けること。

(ウ) 領収証書を紛失した場合は、氏名、高等学校等コード、納付した金融機関名及び納付年月日を、速やかに大学入試センター事業課(電話 03-465-8600)に連絡すること。

エ 検定料は、大学入試センターが出願を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。

(2) 出願期間及び出願書類提出先

ア 出願期間

昭和57年10月1日(金)から10月15日(金)まで(10月15日消印有効)

イ 出願書類提出先

〒100 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号

東京中央郵便局留置

大学入試センター事業部

出願期限(昭和57年10月15日(金)、当日消印有効)を過ぎた後に提出された出願書類は、いかなる理由があっても受理しない。

- ① 出願書類は、出願期間以前に取りそろえ、十分に点検し、出願期間内に早めに提出すること。
- ② 高等学校を卒業した者等は、卒業証明書等の必要な証明書を、出願期間以前に早めに出身高等学校等に請求し入手しておくこと。

〔注〕 高等学校等に卒業証明書等の交付を郵便で請求する場合は、必要に応じて発行手数料等を添えて、封筒の表に「共通第1次学力試験出願用証明書請求」と朱書し、260円切手をはった返信用封筒(表面に入学志願者の現住所・氏名を記入したもの)を同封すること。

(3) 出願書類及びその提出方法

ア 出願書類及びその提出方法は、次ページの「イ 出願資格別の出願書類及びその提出方法」によること。

ア) 出願書類に次のような不備があるものは、受理しない。

- ① 志願票の記入もれ、誤記
- ② 検定料納付済の領収証書がはり付けられていないもの
- ③ 必要な証明書等が添付されていないもの

イ) 志願票を大学入試センターに提出した後は、いかなる理由があってもその記入事項を変更することはできない。

ただし、氏名、現住所、連絡先(電話)に変更があった場合は、次の事項を記入した郵便はがき(表面に「現住所変更」等と朱書すること。)により、大学入試センター事業課(〒153 東京都目黒区駒場2丁目19-1)に届け出ること。

この届出は、昭和58年2月8日(火)(第2次試験出願受付前日)までとする。

- ① 新・旧の氏名(フリガナ)、現住所(フリガナ)、連絡先(電話)
- ② 高等学校等コード、高等学校名(高等学校出身者以外の者は出願資格)、その他参考となる事項

イ 出願資格別の出願書類及びその提出方法

出 願 資 格	出 願 書 類 及 び 提 出 方 法
1 高等学校（盲学校、聾 ^{ろう} 学校、養護学校の高等部を含む。以下同じ。）を昭和58年3月卒業見込みの者	出願書類 ① 志願票（この受験案内に折り込んである用紙を切り離して使用すること。） ② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄にはり付けること。） 提出方法 ① 入学志願者は、出願書類を取りそろえ、在学する高等学校長に提出すること。 ② 高等学校長は、出願書類を取りまとめ、書留扱いで郵送すること。
2 高等学校を卒業した者	出願書類 ① 志願票（この受験案内に折り込んである用紙を切り離して使用すること。） ② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄にはり付けること。） ③ 卒業証明書（出身高等学校長が発行するもの。様式を問わない。） 高等学校からの封筒を開封して、証明書を取り出し添付すること。 ④ 単位修得証明書（出身高等学校長が発行するもの。様式を問わない。） この単位修得証明書は、「数学一般」、「基礎理科」、「英語A」を選択解答することを届け出る者だけが提出すること。 高等学校からの封筒を開封しないで、そのまま添付すること。 〔注〕 卒業証明書及び単位修得証明書は、出願期間以前に早めに出身高等学校へ請求し入手しておくこと。（10ページ参照） 提出方法 入学志願者は、出願書類を取りそろえ、必ずこの受験案内に折り込んである封筒を使用し、書留扱いで郵送すること。
3 高等専門学校第3学年を修了した者及び昭和58年3月修了見込みの者	出願書類 ① 志願票（この受験案内に折り込んである用紙を切り離して使用すること。） ② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄にはり付けること。） ③ 高等専門学校第3学年を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類（高等専門学校長が発行するもの。様式を問わない。） 高等専門学校からの封筒を開封して、証明書を取り出し添付すること。 提出方法 入学志願者は、出願書類を取りそろえ、必ずこの受験案内に折り込んである封筒を使用し、書留扱いで郵送すること。

出 願 資 格	出 願 書 類 及 び 提 出 方 法
4 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び昭和58年3月31日までに修了見込みの者、又はこれらに準ずる者で文部大臣の指定したもの「文部大臣の指定したもの」には、 ア 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で、18歳に達したもの（大韓民国の「高等学校卒業学力検定考試」等がこれに該当する。） イ 「東京外国語大学外国語学部附属日本語学校」、「国際学友会日本語学校」、「関西国際学友会日本語学校」及び「赴日留学生予備学校」において、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了した者及び昭和58年3月31日までに修了見込みの者で、昭和58年3月31日までに18歳に達するものが該当する。	出願書類 ① 志願票（この受験案内に折り込んである用紙を切り離して使用すること。） ② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄にはり付けること。） ③ 外国において学校教育の12年の課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類 文部大臣の指定したものに該当する者は、検定に合格したことを証明する書類又は我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類 提出方法 入学志願者は、出願書類を取りそろえ、必ずこの受験案内に折り込んである封筒を使用し、書留扱いで郵送すること。
5 文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び昭和58年3月31日までに修了見込みの者（立教英国学院高等部がこれに該当する。）	出願書類 ① 志願票（この受験案内に折り込んである用紙を切り離して使用すること。） ② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄にはり付けること。） ③ 在外教育施設の高等学校の課程に相当する課程を修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類 提出方法 入学志願者は、出願書類を取りそろえ、必ずこの受験案内に折り込んである封筒を使用し、書留扱いで郵送すること。
6 文部大臣の指定した者（5～6ページ参照）	出願書類 ① 志願票（この受験案内に折り込んである用紙を切り離して使用すること。） ② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄にはり付けること。） ③ 出身学校等を卒業又は修了したこと（修了見込みであること）を証明する書類又はこれに準ずるもの 国際バカロレア資格を取得した者は、国際バカロレア事務局から授与された国際バカロレア資格証書（International Baccalaureate Diploma） 提出方法 入学志願者は、出願書類を取りそろえ、必ずこの受験案内に折り込んである封筒を使用し、書留扱いで郵送すること。

出 願 資 格

7 大学入学資格検定に合格した者及び昭和58年3月31日までに合格見込みの者
(昭和58年3月31日までに18歳に達する者)

(1) 大学入学資格検定に合格した者

(2) 昭和57年度大学入学資格検定に合格見込みの者

(3) 科目合格者の単位修得による昭和57年度大学入学資格検定に合格見込みの者

(大学入学資格検定で既に一部の科目に合格し、残りの受検科目に相当する科目について、在学している高等学校の定時制の課程又は通信制の課程で、昭和58年3月31日までに修得する見込みの者がこれに該当する。)

出 願 書 類 及 び 提 出 方 法

出願書類

- ① 志願票 (この受験案内に折り込んである用紙を切り離して使用すること。)
- ② 検定料納付済の領収証書 (志願票の裏の所定欄にはり付けること。)
- ③ 大学入学資格検定合格証書の写し又は合格証明書
〔注〕 合格証明書は、文部省初等中等教育局高等学校教育課に請求し入手すること。

提出方法

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、必ずこの受験案内に折り込んである封筒を使用し、書留扱いで郵送すること。

出願書類

- ① 志願票 (この受験案内に折り込んである用紙を切り離して使用すること。)
- ② 検定料納付済の領収証書 (志願票の裏の所定欄にはり付けること。)
- ③ 昭和57年度大学入学資格検定受検出席票 (受検の際に交付される。)

提出方法

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、必ずこの受験案内に折り込んである封筒を使用し、書留扱いで郵送すること。

出願書類

- ① 志願票 (この受験案内に折り込んである用紙を切り離して使用すること。)
- ② 検定料納付済の領収証書 (志願票の裏の所定欄にはり付けること。)
- ③ 大学入学資格検定科目合格通知書
〔注〕 科目合格通知書は、文部省初等中等教育局高等学校教育課に請求し入手すること。
- ④ 受検科目に相当する科目を、在学する高等学校の定時制の課程又は通信制の課程で履修していることを証明する書類 (高等学校長が発行するもの。様式を問わない。)
高等学校からの封筒を開封しないで、そのまま添付すること。

提出方法

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、必ずこの受験案内に折り込んである封筒を使用し、書留扱いで郵送すること。

5 志望大学・学部等の申請

- (1) 共通第1次学力試験の出願の際には、志望する大学・学部等を申請すること。
この場合、第2志望まで申請することができる。

第1志望は、必ず申請しなければならない。

- (2) 志望する大学・学部等の申請は、志願票の「志望大学・学部等」欄に、志望する大学・学部のコード番号を「大学・学部コード表」(61～64ページ)により記入して行う。

〔注〕 各大学の第2次試験の出願の際には、共通第1次学力試験の出願で申請した第1志望又は第2志望のいずれかに出願することが原則である。ただし、特に必要がある場合は、第1志望又は第2志望以外の大学・学部等に変更することも差し支えない。

6 試験場の指定

- (1) 試験場は、各大学が設定する。
試験場は、原則として都道府県を単位とする「試験地区」区分（「試験地区区分表」60ページ参照）に基づき設定する。
- (2) 各入学志願者の試験場は、大学入試センターが、出願資格の別に次表により指定し、受験票に記載して通知する。指定された試験場以外での受験は認めない。
- (3) 出願後の現住所変更による、試験場の指定の変更は認めない。

出 願 資 格		指定する試験場	備 考
① 高等学校を昭和58年3月卒業見込みの者（通信制の課程を除く。）		在学する高等学校が所在する試験地区内の試験場	「試験地区」は原則として都道府県を単位とする。 ただし、北海道 埼玉県 神奈川県 大阪府 兵庫県 長崎県 鹿児島県 及び 沖縄県 にあっては、「試験地区区分表」(60ページ)で定めるとおりとする。
② 高等学校を卒業した者及び高等学校の通信制の課程を卒業見込みの者	ア 出身高等学校所在地と志願票に記入した現住所とが同一の試験地区内にある者	出身高等学校が所在する試験地区内の試験場	
	イ 出身高等学校所在地と志願票に記入した現住所とが異なる試験地区内にある者	(ア) 出身高等学校が所在する試験地区内の試験場 又は、 (イ) 志願票に記入した現住所の試験地区内の試験場 のいずれかを希望に応じて指定する。 （〔注〕1を参照）	
③ 大学入学資格検定合格者、高等専門学校第3学年修了者、文部大臣の指定した者等		志願票に記入した現住所の試験地区内の試験場	

- 〔注〕 1 ②のイの(イ)の試験場に指定されることを希望する者だけが、出願の際、志願票の⑱欄に「試験地区区分表」(60ページ)により、該当する試験地区コードを記入して申請すること。
- 2 上記1以外の者は、志願票の⑱欄に試験地区コードを記入することを要しない。

7 確認はがきの送付

- (1) 大学入試センターは、受理した志願票の記入事項を電子計算機に登録した後、その事項を照合確認のため、はがきに打ち出して本人に送付する。
なお、高等学校卒業見込みの者（通信制の課程を除く。）については、在学する高等学校を経由して送付する。
- (2) このはがきは、出願書類を発送した日から、おおよそ3週間後には本人の手元に届くこととなる。

8 受験票等の送付

(1) 受験票等の送付

受験票、写真票及び成績請求票は、受験者心得とともに、11月下旬から12月上旬の間に、大学入試センターから直接本人に送付する。

ア 受験票

受験票には、受験番号、氏名、試験場、選択承認科目等が記載されている。

- (ア) 受験票の裏面に記載されている注意事項をよく読むこと。
- (イ) 受験票の写真欄に写真（試験日前3か月以内に撮影した無帽上半身のもの縦4cm・横3cm）をあらかじめはり付けること。
- (ウ) 写真欄の下の氏名欄に、受験者本人が、自筆で氏名を黒又は青のボールペンで記入すること。この氏名記入は、解答用紙の氏名記入と照合することがある。
- (エ) 受験票は、試験当日に必ず持参すること。
- (オ) 受験票は、各大学の第2次試験を受験する際にも必ず持参すること。
- (カ) 受験票は、紛失したり汚損したりすることがないように大切に保管しておくこと。

イ 写真票

- (ア) 写真票の裏面に記載されている注意事項をよく読むこと。
- (イ) 写真票の写真欄に、受験票と同一の写真をあらかじめはり付けること。
- (ウ) 写真欄の右の氏名欄に、受験者本人が、自筆で氏名を黒又は青のボールペンで記入すること。この氏名記入は、解答用紙の氏名記入と照合することがある。
- (エ) 写真票は、試験当日に必ず持参し、提出すること。

ウ 成績請求票

- (ア) 成績請求票は、「国公立大学提出用」1枚、「公立大学提出用」2枚、「第2次募集用」1枚の3種類計4枚ある。
- (イ) 成績請求票の記載事項は、次のとおりである。

受験番号－試験場コード－発行回数	
氏	名

- (ウ) 国立大学の第2次試験に出願する際には、「国公立大学提出用」を、その大学の募集要項の指示に従い、志願票の所定欄にはり付けること。
- (エ) 公立大学の第2次試験に出願する際には、「国公立大学提出用」又は「公立大学提出用」を、その大学の募集要項の指示に従い、志願票の所定欄にはり付けること。
- (オ) 産業医科大学の第2次試験に出願する際には、「国公立大学提出用」を、同大学の募集要項の指示に従い、志願票の所定欄にはり付けること。
- (カ) 第2次募集に出願する際には、「第2次募集用」を、その大学の募集要項の指示に従い、志願票の所定欄にはり付けること。
- (キ) 成績請求票は、紛失したり汚損したりすることがないように大切に保管しておくこと。

(2) 受験票等が未着の場合の届出

ア 受験票、写真票、成績請求票及び受験者心得が12月10日(金)までに到着しなかった場合は、本人又は高等学校長は、12月15日(木)までに、次の事項を記入した速達郵便はがき(表面に「受験票未着」と朱書すること。)により、大学入試センター事業課(〒153 東京都目黒区駒場2丁目19-1)に届け出ること。

- ① 氏名(フリガナ)、現住所(フリガナ)、連絡先(電話)
- ② 高等学校等コード、高等学校名(高等学校出身者以外の者は出願資格)、その他参考となる事項

イ 大学入試センターは、この届出を受けた場合には、未着の事由等を調査の上、受験票等を改めて送付する。

(3) 受験票等の再発行

ア 再発行は、原則として行わない。ただし、次の事由がある場合は再発行を行う。再発行を受けた場合には、当初の受験票等は無効となる。

- ① 氏名に変更があった場合
- ② 氏名、性別、生年月日に誤記があった場合
- ③ 受験票、写真票、成績請求票を紛失したり、汚損したりした場合

〔注〕 現住所の変更の場合は、大学入試センターの原簿の住所表示は変更するが、受験票の住所表示の変更は行わず、旧住所表示のままで有効とするので、受験票の再発行は行わない。

イ 再発行申請の方法

(ア) 再発行を申請する場合は、次の事項を記入した速達郵便(封筒の表面に「受験票等再発行」と朱書すること。)により、大学入試センター事業課(〒153 東京都目黒区駒場 2 丁目19-1) に速やかに申請すること。

この場合、260円切手をはった返信用封筒(長形 3 号：縦23.5cm・横12cm、表面に現住所・氏名を記入したもの)を同封すること。

- ① 必要とする受験票、写真票、成績請求票の種別
- ② 再発行事由(氏名変更、紛失、汚損等)
- ③ 氏名(フリガナ)、現住所(フリガナ)、連絡先(電話)
- ④ 高等学校等コード、高等学校名(高等学校出身者以外の者は出願資格)、その他参考となる事項

(イ) 共通第 1 次学力試験実施後(昭和58年 1 月17日(月)以降)に受験票(成績請求票を除く。)の再発行を申請する場合は、上記(ア)のほか下記のものが必要である。

- ① 写真(申請日前 3 か月以内に撮影した無帽上半身のもの 縦 4 cm・横 3 cm) 1 枚
- ② 署名(白紙に自筆で氏名を黒又は青のボールペンで記入したもの 縦 1 cm・横 4.5cm) 1 枚

(ウ) 大学入試センターは、申請事項を審査の上、受験票、写真票及び成績請求票を再発行し本人に送付する。

9 資料の公表

(1) 大学入試センターは、共通第 1 次学力試験に関する資料を、報道機関を通じて次のとおり公表する。

- ① 入学志願者の志望する大学・学部等の申請状況——昭和57年12月中
- ② 試験問題及びその正解等——試験実施後速やかに
- ③ 科目別平均点、標準偏差、最高点、最低点等——昭和58年 2 月 8 日(火)までに

(2) 共通第 1 次学力試験の個人別成績は、公表しない。

10 身体に障害のある者に対する試験実施上の取扱い

(1) 試験実施上の措置

ア 共通第 1 次学力試験の実施に当たっては、身体に障害のある入学志願者に対して、障害の種類・程度に応じて、申請に基づき審査の上、特別の措置を行う。

イ 身体に障害のある入学志願者に対して試験実施の際に措置する事項は、次表のとおりとする。

障害の種類	障害の程度		出題方法	解答方法	試験時間	措置する事項
1 視覚障害	盲		点字による出題	点字による解答	1.5倍	・レーズライターの準備 ・点字用解答用紙等の準備 ・点字板等の持参使用
	弱視	ア	点字による出題	点字による解答	1.5倍	・レーズライターの準備 ・点字用解答用紙等の準備 ・点字板等の持参使用
		イ	点字による出題	文字による解答	1.5倍	・文字用解答用紙等の準備
		ウ	一般入学志願者と同じ	文字による解答	一般入学志願者と同じ	・照明器具の準備 ・窓側の明るい座席を指定 ・文字用解答用紙等の準備 ・拡大鏡等の持参使用許可
		エ	一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	・照明器具の準備 ・窓側の明るい座席を指定 ・拡大鏡等の持参使用許可
2 聴覚障害	聾・難聴		一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	・必要に応じて手話通訳者の付与 ・必要に応じて座席を前列に設定 ・補聴器の持参使用許可
3 肢体不自由	上肢不自由	ア	一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	・必要に応じて介助者の付与 ・必要に応じて別室を設定
		イ	一般入学志願者と同じ	文字による解答	一般入学志願者と同じ	・必要に応じて介助者の付与 ・必要に応じて別室を設定 ・文字用解答用紙等の準備
	下肢不自由		一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	・必要に応じて介助者の付与 ・試験室を一階に設定 ・必要に応じて別室を設定 ・必要に応じて特製機の準備 ・車いす等の持参使用許可
4 病弱	病弱	身体虚弱	一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	一般入学志願者と同じ	・必要に応じて介助者の付与 ・必要に応じて別室を設定

〔備考〕

- ① 点字による出題は、一般の入学志願者の試験問題を基本とする。

② 点字による出題を希望する者の試験場は、その者が希望する都道府県内に国立大学が1か所設定する。

点字による出題を希望する者以外の身体に障害のある者については、必要に応じ、一般試験場において適宜措置を行う。

(2) 身体障害者受験措置の申請

試験実施上の特別の措置を希望する入学志願者は、所定の出願書類のほか、「身体障害者受験措置申請書」（この受験案内の裏表紙を切り離して使用すること。）を提出すること。

① 高等学校を昭和58年3月卒業見込みの者については、在学する高等学校長が入学志願者からの申出によって作成したもの

② 高等学校卒業見込みの者以外の者（高等学校を卒業した者、大学入学資格検定合格者等）については、父母等（成年に達している場合は入学志願者）が作成したもの

(3) 身体障害者受験措置の決定通知

「身体障害者受験措置申請書」を提出した入学志願者については、大学入試センターが審査の上、受験上の措置を決定し通知する。

(4) 志望大学との協議及び協議書の提出

ア 身体に障害のある入学志願者で、次表に該当する者は、大学・学部等において修学上特別な配慮を必要とすることが起こり得るので、あらかじめ志望する大学と協議（協議中を含む。）の上、出願すること。

イ 出願に当たっては、所定の出願書類のほか、協議した大学から交付される協議書（協議の結果の文書又は協議中である旨の文書。様式を問わない。）を提出すること。

ウ 出願に当たって、高等学校を卒業した者は、出身学校長と相談することが望ましい。

区 分	身 体 の 故 障 の 程 度
盲 者 (強度の 弱視者 を含む。)	1 両眼の矯正視力が0.1未満のもの 2 両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの
聾 者 (強度の 難聴者 を含む。)	1 両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの 2 両耳の聴力損失が90デシベル未満50デシベル以上のものうち、補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不 自由者	1 体幹の機能の障害が、体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの 2 上肢の機能の障害が、筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの 3 下肢の機能の障害が、歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの 4 前3号に掲げるもののほか、肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 5 肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないものうち、6月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者 (身体虚 弱者を 含む。)	1 慢性の胸部疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が6月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が6月以上の生活規制を必要とする程度のもの

（学校教育法施行令第22条の2の規定に準拠した。）

11 追試験・再試験

(1) 追試験の実施

ア 追試験は、疾病・負傷により全教科の試験を受験できない者及び定期運行している交通機関の事故又は災害等により、全教科又は1日分の教科の試験を受験できない者を対象として行う。

イ 追試験は、昭和58年1月22日(土)、23日(日)の2日間にわたり行う。

ウ 追試験の試験時間、出題教科・科目等は、本試験に準ずる。

エ 追試験の試験場は、全国を2地区に分け、地区ごとに1か所設定する。

なお、詳細は「受験者心得」に明示する。

オ 追試験の受験申請は、受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学において受け付ける。当該大学は、その申請に基づき審査の上、これを許可する。

(2) 追試験の受験申請

ア 疾病・負傷により全教科の試験を受験できない者は、

本人又は代理人が受験票及び医師の診断書を持参の上、昭和58年1月14日(金)午前9時から午後5時までに、受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学に出頭して申請すること。

イ 定期運行している交通機関の事故又は災害等により、全教科又は1日分の教科の試験を受験できない者は、

① 本人又は代理人が事故の状況等を、直ちに、受験票に記載された「試験当日の電話」により、試験場に連絡すること。

② 試験場の係員の指示により、受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学に申請すること。

この申請の受付は、当日の試験終了時(午後4時30分)までとする。

この場合、可能な限り受験票を持参の上、出頭して申請すること。

(3) 追試験の受験許可等

受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学は、追試験の受験申請者に対し、速やかに可否を決定し、必要な事項を通知する。

(4) 再試験の実施

雪・地震等による災害その他の事情により、所定の期日に共通第1次学力試験を実施できなかった場合には、その再試験を実施する。

志願票作成上の注意

1 作成上の注意

- (1) 志願票は、この受験案内に折り込んである用紙を丁寧に切り離して使用すること。
- (2) 入学志願者は、次の「2 各欄の記入方法」を参照して、まず「志願票控」(32ページ)の①～②欄に記入すること。
- (3) ②③、②④「高等学校記入欄」には記入しないこと。
- (4) 「志願票控」に記入した事項に誤りがないことを確認した後に、「志願票」〔提出用〕に記入すること。
- (5) 黒又は青のボールペンで丁寧に記入すること。
- (6) 誤って記入した場合は、なるべく新しい志願票に記入しなおすこと。やむを得ない場合は、誤記入の部分を二重線で消し、訂正すること。
- (7) 志願票の裏の所定欄に検定料納付済の領収証書(納付した領収印のあるもの)を必ずはり付けること。

2 各欄の記入方法

高等学校等コード

〔記入例〕

東京都立青山高等学校の場合

① 高等学校等コード (「高等学校等コード表」により記入)						
2	/	3	/	0	/	G
1	2	3	4	5	6	7

大学入学資格検定の場合

① 高等学校等コード (「高等学校等コード表」により記入)						
2	5	/	0	0	0	K
1	2	3	4	5	6	7

① 「高等学校等コード」欄

- (1) 高等学校を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)及び高等専門学校第3学年を修了した者(修了見込みの者を含む。) 高等学校等コード表「(1)高等学校、盲・聾及び養護学校、高等専門学校」(38～59ページ)の該当するコードを記入すること。
- (2) 上記(1)以外の者 高等学校等コード表「(2)外国の学校等、在外教育施設、文部大臣の指定した者及び大学入学資格検定等」(59ページ)の該当するコードを記入すること。

氏名

〔記入例〕

氏 名	② 漢字等記入																																					
	駒 場 太 郎																																					
	③ カタカナ記入 (姓と名の間は、1コマをあげ、濁点及び半濁点は1コマとして使用する。)																																					
	コ	マ	ハ		タ	ロ	ウ																															
	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																				

③ 「カタカナ記入」欄

- (1) 氏名をカタカナで記入すること。
 (2) カタカナの欄は、1コマに1字ずつ記入し、姓と名の間は1コマあげ、濁点「・」及び半濁点「゜」も1コマとして使用すること。

〔注〕(1) 国内に居住し、氏名を漢字で表記する外国人で通称名を用いている場合は、その通称名を併記すること。「漢字等記入」欄、「カタカナ記入」欄とも通称名は氏名の記入に引きつづき()で姓だけ記入すること。
 (2) 氏名を漢字以外で表記している外国人は、「漢字等記入」欄、「カタカナ記入」欄とも、ラストネームを先に、ファーストネームを後にし、ミドルネームは省略して、ローマン・アルファベットを用い、大文字・活字体で記入すること。ラストネームの次に「カンマ」を記入すること。

性別・国籍

〔記入例〕

④ 性別		⑤ 国籍
1 男	2 女	1 外
31		32

④ 「性別」欄

該当する文字を○で囲むこと。

⑤ 「国籍」欄

外国人の場合だけ、「外」の文字を○で囲むこと。

生年月日

〔記入例〕

昭和39年7月6日生まれの場合

⑥ 生 年 月 日											
明治 大正 39 年 7 月 6 日 生 昭和											
年 号	年	月	日								
M 明 治	T 大 正	S 昭 和	39	07	06						
33	34	35	36	37	38	39					

⑥ 「生年月日」欄

- (1) 生年月日は、上段に記入した後、下段にも記入すること。
 (2) 下段に記入する際、数字が1ケタの場合にはあたまたに0を記入すること。
 (3) 年は西暦で記入してはいけない。
 外国人の場合も換算すること。(1960年＝昭和35年)
 (4) 年号欄は、該当する年号を○で囲むこと。

現住所・連絡先(電話)

〔記入例〕

現 住 所	⑦ 郵便番号	〒 5 3 2 - 0 0 0 0										
	⑧ 漢字等記入	東京 都 目黒区駒場2丁目19-1 駒場荘3号室										
	⑨ カタカナ・数字等記入	(1コマに1字ずつ記入し、濁点及び半濁点は1コマとして使用する。)										
	都道府県名	トウキョウト										
	郡・市・区・町村	メク	ロク									
	町・丁目・番地	コマハ		ニ	テ	ヨ	ウ	メ	ノ	チ	ノ	
	団地・棟・号等	コマハ		ソ	ウ	ヨ	コ	ウ	シ	ツ		
⑩ 連絡先(電話)	0 3 - 4 6 5 - 8 6 0 0											

⑨ 「カタカナ・数字等記入」欄

- (1) 団地、アパート等に居住している者は、棟番号、戸番まで必ず記入すること。下宿等の場合は、「〇〇〇〇カタ」などの肩書きを必ず記入すること。
 (2) 算用数字及びアルファベット以外は、カタカナで記入し、濁点及び半濁点は1コマとして使用すること。
 (3) 郡・市・区・町村、町・丁目・番地・団地・棟・号・方等の間は、1コマあけること。

⑩ 「連絡先(電話)」欄

連絡できる自宅、下宿先等の電話番号を記入すること。(呼出しの場合でも記入すること。)

出願資格

〔記入例〕

高等学校(全日制、普通科)を昭和58年3月卒業見込みの場合

出 願 資 格														
高 等 学 校 卒 業 者 (卒業見込みの者を含む)										⑪ 高等学校卒業生以外				
⑫ 課 程	⑬ 学 科	⑭ 卒業見込・卒業の別								1 外国の学校等	2 在外教育施設	3 文指 定 大 臣 の 者	4 大 学 格 入 検 定	5 そ の 他
1 全 日 制	2 定 時 制	3 通 信 制	⑬ 普通科	2 農 業 科	3 工 業 科	4 商 業 科	5 理 数 科	6 外 の 学 科 1 1 5 以 上	1 卒 業 見 込	2 卒 業 年				
150				151					152	153	154		155	

高等学校(全日制、普通科)を昭和57年3月卒業の場合

出 願 資 格														
高 等 学 校 卒 業 者 (卒業見込みの者を含む)										⑪ 高等学校卒業生以外				
⑫ 課 程	⑬ 学 科	⑭ 卒業見込・卒業の別								1 外国の学校等	2 在外教育施設	3 文指 定 大 臣 の 者	4 大 学 格 入 検 定	5 そ の 他
1 全 日 制	2 定 時 制	3 通 信 制	⑬ 普通科	2 農 業 科	3 工 業 科	4 商 業 科	5 理 数 科	6 外 の 学 科 1 1 5 以 上	1 卒 業 見 込	2 卒 業 年				
150				151					152	153	154		155	

⑪～⑭ 「高等学校卒業生(卒業見込みの者を含む)」欄

高等学校を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)だけが記入すること。(高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する者で、大学入学資格検定において、一部の科目に合格し又は合格する見込みのものは、「高等学校卒業生以外」欄の「大学入学資格検定」の文字を○で囲むこととなるので、この欄に記入してはいけない。)

⑪ 「課程」欄 ⑫ 「学科」欄 ⑬ 「卒業見込・卒業の別」欄は、いずれも、該当する文字を○で囲むこと。

⑭ 「卒業年」欄

高等学校を卒業した者だけが記入すること。卒業見込みの者は、記入してはいけない。会計年度ではなく、暦年で記入すること。西暦で記入してはいけない。

高等専門学校第3学年を修了の場合

出 願 資 格																					
高 等 学 校 卒 業 者 (卒業見込みの者を含む)											⑮ 高等学校卒業生以外										
⑪ 課 程		⑫ 学 科		⑬ 卒業見込・卒業の別					⑭ 卒業年		1 外国の学校等		2 在外教育施設		3 指定した者		4 資格入定		5 ⑮		
1 全日制	2 定時制	3 通信制	1 普通科	2 農学科	3 工業科	4 商業科	5 理数科	6 ⑬以外の学科	1 卒業見込	2 卒業	⑭	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
150					151				152	153	154					155					

大学入学資格検定合格の場合

出 願 資 格																
高 等 学 校 卒 業 者 (卒業見込みの者を含む)											⑮ 高等学校卒業生以外					
⑪ 課 程			⑫ 学 科				⑬ 卒業見込・卒業の別				⑭ 卒業年					
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1 全 日 制	2 定 時 制	3 通 信 制	1 普 通 科	2 農 業 科	3 工 業 科	4 商 業 科	5 理 数 科	6 外 の 学 科	1 卒 業 見 込	2 卒 業	⑬	1 外 国 の 学 校 等	2 在 外 教 育 施 設	3 文 部 大 臣 の 指 定 者	4 大 学 格 入 学 定 格	5 そ の 他
150					151				152	153	154			155		

選択届出科目

〔記入例〕

「基礎理科」の選択解答を届
け出る場合

選 択 届 出 科 目		
⑮ 1	⑯ 1	⑰ 1
数 学 一 般	基 礎 理 科	英 語 A
156	157	158

⑮ 「高等学校卒業生以外」欄

- (1) 高等学校を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）以外の者が記入すること。
- (2) 該当する出願資格の文字を○で囲むこと。
- ア 高等専門学校第3学年を修了した者(修了見込みの者を含む。)は、「その他」の文字を○で囲むこと。
- イ 大学入学資格検定で既に一部の科目に合格し、残りの受検科目に相当する科目について、在学している高等学校の定時制の課程又は通信制の課程で、昭和58年3月31日までに修得する見込みの者は、「大学入学資格検定」の文字を○で囲むこと。

⑯～⑰ 選択届出科目

- 高等学校で「数学一般」、「基礎理科」、「英語A」を次により履修した者で、これらの科目を選択し解答することを届け出るものは、選択する科目名を○で囲むこと。
- ⑯ 「数学一般」 「数学I」の科目を履修せず、「数学一般」の科目を履修した者に限る。
- ⑰ 「基礎理科」 「物理I」、「化学I」、「生物I」、「地学I」の科目を履修せず、「基礎理科」の科目を履修した者に限る。
- ⑰ 「英 語 A」 「英語B」の科目を履修せず、「英語A」の科目を履修した者に限る。

大学入学資格検定合格者（合格見込みの者を含む。）は7ページを参照のこと。

試験地区

〔記入例〕

東京都の場合

⑱ 試験地区 （「試験地区区分表」により記入）		
159	160	161
1	2	3
1	2	3

北海道小樽市の場合

⑱ 試験地区 （「試験地区区分表」により記入）		
159	160	161
0	1	2
0	1	2

⑱ 「試験地区」欄

この欄の記入を必要とする者

高等学校を卒業した者及び高等学校の通信制の課程を昭和58年3月卒業見込みの者のうち、出身高等学校所在地と志願票に記入した現住所とが異なる試験地区内にある者で、志願票に記入した現住所の試験地区内の試験場を希望する者（「6 試験場の指定」（18～19ページ）参照）

志願票に記入した現住所の試験地区内の試験場を指定するので、「試験地区区分表」（60ページ）により、該当する試験地区コードを記入すること。

この欄の記入を必要としない者

上記以外の者は、この欄の記入を必要としない。
（「6 試験場の指定」（18～19ページ）参照）

志望大学・学部等

〔記入例〕

- 第1志望 東京農工大学
（工学部）
- 第2志望 東京都立大学
（工学部第1部）
- の場合

志 望 大 学 ・ 学 部 等											
⑳ 第1志望						㉑ 第2志望					
大学・学部コード						大学・学部コード					
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
162	163	164	165	166	167	168	169	170	171		

㉑ 「第1志望」欄 ㉒ 「第2志望」欄

「大学・学部コード表」（61～64ページ）により、該当する大学・学部コードを記入すること。この場合、第2志望まで申請することができる。

第1志望は、必ず記入すること。

出身学校名

〔記入例〕

㉓ 出身学校名		国 立		都 道 府 県		（フリガナ）		青 山		高等学校	
出身学校名		立	京	都	府	青 山		青 山		高 等 学 校	

〔注〕記入に当たっては、「志願票作成上の注意」（27～31ページ）を参照のこと。

郵便はがき

40円切手を
必ずはって
ください。
(速達の場合
は240円切手)

共通第一次学力試験
出願書類在中

書留

入事業部
行

二丁目七番二号

書留引受番号

住所	〒				
	氏名				
	高等学校等 コード				
志願者					

(ヤニムニ送)

領収済通知書

国庫金

(納入者)
※住所
No 7255130

※フリガナ氏名

※高等学校コード

昭和57年度 国立学校特別会計(025) 文部省所管

取扱庁名 大学入試センター (5530)

授業料及入学検定料 授業料及入学検定料

納付金額 8千0百00円

納付目的 共通第1次学力試験検定料

納付期限 昭和57年10月15日限り

上記の金額を
領収しました。
(領収日付印)

あて先郵便番号 153 東京都目黒区駒場2-19-1
所属庁名及び
歳入徴収官 大学入試センター管理部会計課長

取りまよ郵便 〒152 東京都目黒区目黒本町1-15-16 目黒郵便局

※ 検定料「納付書・領収証書」の「はり付け欄」

二丁目七番二号

入事業部 行

書留

共通第一次学力試験
出願書類在中

40円切手を
必ずはって
ください。
(速達の場合
は240円切手)

郵便はがき

る。
出願
とも

住所		〒					
氏名	住所						
志願者	氏名						
高等学校等	住所						
コード	住所						

(キリトリ線)

納付書・領収証書(領収印のあるもの)の裏に「のり」をつけて、ここに、はがれないようにはり付けてください。

※ 検定料「納付書・領収証書」のより付け欄

郵便はがき

□□□-□□

40円切手を
必ずはって
ください。
(速達の場合
は240円切手)

高等学校長 殿

〒153

東京都目黒区駒場二丁目十九番一号

大学入試センター 事業部

キリトリ線

-----キリトリ線-----

高等学校用の受領確認はがき

〔注〕 このはがきは、高等学校用の受領確認のはがきである。
大学入試センターへ直接出願する者の場合は、志願
票記入事項の確認のはがき(19ページ参照)の発送をも
って受領書に代える。

切手 470円
を貼付する
こと。
(50 g まで)

書留

共通第一次学力試験
出願書類 在中

書留引受番号

大学入試センター事業部 行

1000-□□

東京中央郵便局留置

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

／000-□□

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
東京中央郵便局留置

切手 470円
を貼付する
こと。
(50 g まで)

書留

大学入試センター事業部 行

共通第一次学力試験
出願書類在中

書留引受番号

住所	〒
氏名	
高等学校等 コ	

(キリトリ線)

次の書類が同封されているかを確認の上、発送すること。(受験案内11～17ページ参照)
(高等学校卒業見込み者は、高等学校を経由して出願するので、この封筒は使用しないこと。)

- ①昭和58年度共通第1次学力試験志願票
- ②検定料納付済の領収証書
(志願票の裏の所定欄にはり付けること。)
- ③高等学校卒業証明書
又は
高等学校以外の学校等の修了(見込み)証明書
- ④単位修得証明書
(「数学一般」「基礎理科」「英語A」を選択解答しようとする者)
- ⑤大学入学資格検定合格証書の写し又は合格証明書(大学入学資格検定合格者)
又は
昭和57年度大学入学資格検定受検出席票等(大学入学資格検定合格見込み者)
- ⑥身体障害者受検措置申請書(該当者のみ)
- ⑦協議書(該当者のみ)

40円切手を
必ずはって
ください。
(速達の場合
は240円切手)

郵便はがき

-

受 領 書

昭和58年度共通第1次学力試験
志願票及び検定料の領収証書

提出回数（ ）回目

出願者数（ ）人分

上記のとおり受領しました。

なお、志願票の記入事項については、審査
中です。記入もれ、誤記入があった場合は、後
日照会します。

大学入試センター
事 業 部

-----キリトリ線-----

〔注〕あて先、提出回数、出願者数は必ず記入すること。

身体障害者受験措置申請書作成上の注意

1 作成上の注意

- (1) 「身体障害者受験措置申請書」は、この受験案内の裏表紙を丁寧に切り離して使用すること。
- (2) この申請書は、高等学校卒業見込みの者については、高等学校長が入学志願者と相談の上、記入すること。
高等学校卒業見込みの者以外の者（高等学校を卒業した者、大学入学資格検定合格者等）については、父母等（成年に達している場合は入学志願者）が記入すること。
- (3) 次の「2 各欄の記入方法」を参照し、黒又は青のボールペンで丁寧に記入すること。
- (4) 誤って記入した場合は、なるべく新しい身体障害者受験措置申請書に記入しなおすこと。やむを得ない場合は、誤記入の部分を二重線で消し、訂正すること。

2 各欄の記入方法

- ① 「高等学校等コード」欄
「高等学校等コード表」（38～59ページ）により記入すること。
- ② 「提出回数」欄
高等学校長が作成する場合にだけ記入すること。志願票総括表の提出回数と同じ提出回数を記入すること。
- ③ 「整理番号」欄
高等学校長が作成する場合にだけ記入すること。志願票の整理番号と同じ整理番号を記入すること。
- ④ 「氏名」欄
カタカナで記入すること。（28ページ参照）
- ⑤～⑨ 「身体障害の程度」欄
ア 該当する事項の「該当する」の文字を○で囲むこと。
イ ⑤～⑧欄の中で該当する事項がない場合には、⑨「その他」欄の「該当する」の文字を○で囲み、裏面の該当欄に身体障害の種類・程度を記入すること。

⑩～⑬ 「受験に際して希望する措置」欄

ア 該当する事項の「希望する」の文字を○で囲むこと。

イ ⑩～⑫欄の中で該当する事項がない場合には、⑬「その他」欄の「希望する」の文字を○で囲み、裏面の該当欄に受験に際して希望する措置を詳しく記入すること。

⑭～⑰ 「点字による出題を希望する者の受験科目」欄

点字による出題を希望する者は、一般の入学志願者が試験室で選択する科目についても、あらかじめこの「申請書」で選択することとしているので、該当する「受験科目」の数字を○で囲むこと。(ただし、国語を除く。)

⑱ 「高等学校長等名」欄

ア 高等学校長が作成した場合は、高等学校長名を記入し、職印を押印すること。
イ 父母等（成年に達している場合は入学志願者）が作成した場合は、作成者名を記入し、押印すること。

出願手続等の問い合わせ

共通第1次学力試験の出願手続等に関する問い合わせは、文書で行うこと。

この場合、封筒の表に「受験問い合わせ」と朱書し、260円切手をはった返信用封筒（表面に現住所・氏名を記入したもの）を同封すること。

あて先

〒153 東京都目黒区駒場2丁目19-1

大学入試センター事業課

電話での問い合わせは、やむを得ない場合に限ること。

問い合わせ専用電話 03(465) 8600

電話問い合わせ時間は、次のとおり。

平日 9:30から17:00まで

土曜 9:30から12:00まで

高等学校へのお願い

高等学校を昭和58年3月卒業見込みの者の出願書類は、在学する高等学校長（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の長を含む。以下同じ。）を経由して、大学入試センターに提出することになっています。

ついでには、下記の事項に御留意の上、貴校の入学志願者の出願書類を取りまとめ、「志願票総括表」を作成し、卒業見込みの者であることを証明の上、一括して提出して下さるようお願いいたします。

なお、入学志願者が既に高等学校を卒業した者である場合には、本人が直接大学入試センターに郵送により提出することになっていますので、卒業者が誤って貴校に出願書類を提出した場合には、所定の方法によって提出するよう御指導ください。

1 出願書類の取りまとめ

- (1) 出願に必要な書類が完備されていることを、「4 (3) 出願書類及びその提出方法」(11ページ)に従って確認してください。
- (2) 志願票の記入もれ、誤記入等がないことを確認してください。
- (3) 入学志願者が記入した事項を高等学校で訂正する場合は、本人の了解を得てください。
- (4) 志願票の裏の所定欄に検定料納付済の領収証書がはり付けられていることを確認してください。
- (5) 身体に障害のある入学志願者の出願書類は、一般の出願書類のほか、次の書類を整えてください。(23～25ページ参照)

- ① 身体障害者受験措置申請書
作成に当たっては、33～34ページを参照してください。
- ② 協議書

2 志願票の「高等学校記入欄」の記入

㉓ 「整理番号」欄

ア 志願票を取りまとめ、それぞれの志願票に一連の整理番号を記入してください。

イ 整理番号の数字は、右につめて記入してください。

②④ 「身体障害者受験措置」欄

「身体障害者受験措置申請書」を提出する場合にだけ、「希望」の文字を○で囲んでください。

3 「志願票総括表」(卒業見込証明書)の作成

- (1) 志願票を取りまとめた後、志願票200枚までごとに「志願票総括表」(この冊子の表紙裏にある。)1枚を作成してください。(第1種郵便物として郵送できるのは、1個口あたり約200人分)
- (2) 学校名、校長名及び取扱責任者職氏名を必ず記入し、押印してください。
- (3) 「身体障害者受験措置申請書」を添付する志願票については、一般の志願票とは別に取りまとめて「志願票総括表」を作成してください。
- (4) 各欄の記入方法は、次のとおりです。各欄に記入する数字は、すべて右につめて記入してください。

① 「高等学校等コード」欄

高等学校等コード表「(1)高等学校、盲・聾^{ろう}及び養護学校、高等専門学校」(38～59ページ)により記入してください。

② 「提出回数」欄

「志願票総括表」を作成した回数を記入してください。(作成順に一連番号を付ける。)

③ 「整理番号」欄

志願票に付した一連の整理番号の最初と最後の番号を記入してください。(欠番が生じた場合には、その番号を「備考」欄に注記する。)

④ 「志願票枚数」欄

志願票の枚数を記入してください。

⑤～⑦ 「選択届出科目申請者数」欄

ア 志願票で「数学一般」、「基礎理科」、「英語A」の選択を届け出ている者について、選択届出の条件(7ページ参照)を満たしていることを、高等学校における科目の履修状況により確認してください。

イ 選択届出科目の届出者数を志願票に基づき、科目ごとに記入してください。

なお、届出者がいないときは、当該欄に0を記入してください。

⑧ 「身体障害者受験措置申請者数」欄

(3)によって、別に「志願票総括表」を作成する場合にだけ記入してください。
志願票の②④「身体障害者受験措置」欄に記入した者の人数を記入してください。

4 受領書

大学入試センターが志願票を受領したことの確認を希望する場合には、この冊子に折り込んである受領書(郵便はがき)に必要事項を記入の上、「志願票総括表」1枚につき1枚の受領書をクリップでとめてください。

受領書には提出回数(○回目)及び出願者数(○人分)を必ず記入し、切手をはってください。

5 出願書類の提出

包装は厳重にし、表面に「出願書類」と朱書し、通常郵便物(第1種郵便物)の書留扱いで郵送してください。小包郵便物とすることはできません。

なお、この受験案内に折り込んである封筒は使用しないでください。

提出期限

昭和57年10月15日(金)(当日消印有効)

提出期限を厳守してください。期限経過後は受理しないので早めに提出してください。

出願書類提出先

〒100 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号

東京中央郵便局留置

大学入試センター事業部

(1) 高等学校、盲・聾^{ろう}及び養護学校、高等専門学校

3839

み 宮城教育大学教育学部 04051H
部附属養護
(高等専門学校)
せ 仙台電波工業高専 04092E
み 宮城工業高専 04091G
公立
(高等学校)
い 飯野 川 04131K
伊石 巻 工 04151D
石巻 市立 女 04110G
石巻 市立 女 04155G
石巻 市立 女 04159K
石巻 市立 女 04169G
石巻 市立 女 04174C
石巻 市立 女 04122A
石巻 市立 女 04114K
石巻 市立 女 04178F
石巻 市立 女 04162K
石巻 市立 女 04116F
石巻 市立 女 04132H
石巻 市立 女 04143C
石巻 市立 女 04160C
石巻 市立 女 04137J
石巻 市立 女 04106J
石巻 市立 女 04121B
石巻 市立 女 04161A
石巻 市立 女 04129H
石巻 市立 女 04135B
石巻 市立 女 04147F
石巻 市立 女 04141G
石巻 市立 女 04148D
石巻 市立 女 04111E
石巻 市立 女 04164F
石巻 市立 女 04145K
石巻 市立 女 04108E
石巻 市立 女 04112C
石巻 市立 女 04125E
石巻 市立 女 04130A
石巻 市立 女 04149B
石巻 市立 女 04109C
石巻 市立 女 04156E
石巻 市立 女 04120D
石巻 市立 女 04166B
石巻 市立 女 04170A
石巻 市立 女 04172G
石巻 市立 女 04168J
石巻 市立 女 04173E
石巻 市立 女 04101H
石巻 市立 女 04103D
石巻 市立 女 04102F
石巻 市立 女 04171J
石巻 市立 女 04167A
石巻 市立 女 04165D
石巻 市立 女 04104B
石巻 市立 女 04115H
石巻 市立 女 04134D
石巻 市立 女 04117D
石巻 市立 女 04119A
石巻 市立 女 04153A
石巻 市立 女 04118B
石巻 市立 女 04107G
石巻 市立 女 04124G
石巻 市立 女 04142E
石巻 市立 女 04175A
石巻 市立 女 04128K
石巻 市立 女 04136A
石巻 市立 女 04113A
石巻 市立 女 04176K
石巻 市立 女 04146H
石巻 市立 女 04105A
石巻 市立 女 04154J
石巻 市立 女 04123J
石巻 市立 女 04157C
石巻 市立 女 04138G

松宮宮城工業高専 04177H
宮城工業高専 04152B
宮城工業高専 04163H
宮城工業高専 04140J
宮城工業高専 04133F
宮城工業高専 04139E
宮城工業高専 04144A
宮城工業高専 04126C
宮城工業高専 04127A
宮城工業高専 04150F
(盲・聾・養護学校)
こ 光船 04454H
ふ 明岡 04456H
む 養護 04451C
や 養護 04452A
公立
(高等学校)
き 祇園寺 04515C
け 仙沼女子 04517K
し 尚女学 04507B
せ ウルミラ学 04512J
せ 聖ニコラ学 04513G
せ 聖ニコラ学 04509J
せ 聖ニコラ学 04501C
せ 聖ニコラ学 04506D
せ 聖ニコラ学 04502A
せ 聖ニコラ学 04503K
せ 聖ニコラ学 04504H
せ 聖ニコラ学 04514E
せ 聖ニコラ学 04508A
せ 聖ニコラ学 04516A
せ 聖ニコラ学 04511A
せ 聖ニコラ学 04510B
せ 聖ニコラ学 04505F
(盲・聾・養護学校)
い い ずみ 04951E
上記以外の高等学校等 04999K
秋田県
国立
(盲・聾・養護学校)
あ 秋田大学教育学部 05051C
部附属養護
(高等専門学校)
あ 秋田工業高専 05091B
公立
(高等学校)
あ 秋田工業高専 05101C
あ 秋田工業高専 05102A
あ 秋田工業高専 05104H
あ 秋田工業高専 05152H
あ 秋田工業高専 05151K
あ 秋田工業高専 05156A
あ 秋田工業高専 05143J
あ 秋田工業高専 05103K
あ 秋田工業高専 05142A
あ 秋田工業高専 05110B
あ 秋田工業高専 05114E
あ 秋田工業高専 05112J
あ 秋田工業高専 05149H
あ 秋田工業高専 05109J
あ 秋田工業高専 05111A
あ 秋田工業高専 05128E
あ 秋田工業高専 05129C

大男雄 05130G
曲鹿 05120K
鹿物 05157J
足立 05155B
館合 05138B
足立 05132C
金公 05133A
小五 05105F
鷹十 05154D
仁西 05107B
能能 05122F
能能 05148K
能能 05113G
能能 05108A
能能 05150A
能能 05147A
能能 05126J
能能 05116A
能能 05117K
能能 05118H
能能 05153F
能能 05119F
能能 05106D
能能 05139A
能能 05144G
能能 05121H
能能 05123D
能能 05137D
能能 05127G
能能 05140D
能能 05141B
能能 05145E
能能 05124B
能能 05125A
能能 05134K
能能 05136F
能能 05135H
能能 05146C
能能 05115C
能能 05131E
(盲・聾・養護学校)
あ 秋田養護 05453E
か 秋田養護 05456K
か 秋田養護 05451J
か 秋田養護 05452G
公立
(高等学校)
あ 秋田経済大学附属 05501J
あ 秋田大学教育学部 05504C
あ 秋田大学教育学部 05505A
あ 秋田大学教育学部 05503E
あ 秋田大学教育学部 05502G
公立
(高等学校)
あ 秋田工業高専 05999E
山形県
国立
(盲・聾・養護学校)
や 山形大学教育学部 06051J
部附属養護
(高等専門学校)
つ 鶴岡工業高専 06091H
公立
(高等学校)
あ 赤湯 06134E
あ 湯田 06148E

左余荒 06115J
置大小 06144B
尾金上 06137K
上加 06131A
酒酒酒 06118C
酒酒酒 06138H
酒酒酒 06120E
酒酒酒 06125F
酒酒酒 06109D
酒酒酒 06108F
酒酒酒 06147G
酒酒酒 06154K
酒酒酒 06152C
酒酒酒 06151E
酒酒酒 06153A
酒酒酒 06150G
酒酒酒 06149C
酒酒酒 06112D
酒酒酒 06113B
酒酒酒 06143D
酒酒酒 06121C
酒酒酒 06123K
酒酒酒 06124H
酒酒酒 06122A
酒酒酒 06133G
酒酒酒 06111A
酒酒酒 06140K
酒酒酒 06141H
酒酒酒 06146J
酒酒酒 06139F
酒酒酒 06110H
酒酒酒 06135C
酒酒酒 06136A
酒酒酒 06119A
酒酒酒 06156F
酒酒酒 06126D
酒酒酒 06132J
酒酒酒 06116G
酒酒酒 06114A
酒酒酒 06104C
酒酒酒 06105A
酒酒酒 06107H
酒酒酒 06106K
酒酒酒 06103E
酒酒酒 06101J
酒酒酒 06102G
酒酒酒 06145A
酒酒酒 06111F
酒酒酒 06155H
酒酒酒 06129J
酒酒酒 06127B
酒酒酒 06130B
酒酒酒 06128A
酒酒酒 06453A
酒酒酒 06451D
酒酒酒 06452B
公立
(高等学校)
き 基酒 06511A
さ 蔵王 06515D
した 06504J
たつ 06508A
てと 06506E
てと 06513H
てと 06514F
てと 06507C
てと 06503A
てと 06512K
てと 06502B
てと 06501D
てと 06505G
てと 06509K
てと 06510C

上記以外の高等学校等 06999A
福島県
国立
(盲・聾・養護学校)
ふ 福島大学教育学部 07051D
部附属養護
(高等専門学校)
ふ 福島工業高専 07091C
公立
(高等学校)
あ 会津女子 07132D
あ 会津女子 07136G
あ 会津女子 07133B
あ 会津女子 07183J
あ 会津女子 07178B
あ 会津女子 07146D
あ 会津女子 07114F
あ 会津女子 07161B
あ 会津女子 07180D
あ 会津女子 07111A
あ 会津女子 07177D
あ 会津女子 07128F
あ 会津女子 07137E
あ 会津女子 07151A
あ 会津女子 07152J
あ 会津女子 07179A
あ 会津女子 07161H
あ 会津女子 07121J
あ 会津女子 07155C
あ 会津女子 07144H
あ 会津女子 07175H
あ 会津女子 07174K
あ 会津女子 07158H
あ 会津女子 07159F
あ 会津女子 07131F
あ 会津女子 07147B
あ 会津女子 07108A
あ 会津女子 07138C
あ 会津女子 07141C
あ 会津女子 07140E
あ 会津女子 07139A
あ 会津女子 07185E
あ 会津女子 07184G
あ 会津女子 07118J
あ 会津女子 07117A
あ 会津女子 07115D
あ 会津女子 07122G
あ 会津女子 07124C
あ 会津女子 07123E
あ 会津女子 07182A
あ 会津女子 07170G
あ 会津女子 07119G
あ 会津女子 07120A
あ 会津女子 07181B
あ 会津女子 07169C
あ 会津女子 07171E
あ 会津女子 07173A
あ 会津女子 07153G
あ 会津女子 07154E
あ 会津女子 07148A
あ 会津女子 07150B
あ 会津女子 07126K
あ 会津女子 07129D
あ 会津女子 07163D
あ 会津女子 07167G
あ 会津女子 07187A
あ 会津女子 07160K
あ 会津女子 07162F
あ 会津女子 07166J
あ 会津女子 07143K

二本松工業 07112K
本松工業 07125A
本松工業 07172C
本松工業 07145F
本松工業 07127H
本松工業 07101D
本松工業 07107C
本松工業 07106E
本松工業 07104J
本松工業 07102B
本松工業 07176F
本松工業 07103A
本松工業 07105G
本松工業 07188K
本松工業 07165A
本松工業 07168E
本松工業 07130H
本松工業 07110C
本松工業 07149J
本松工業 07113H
本松工業 07109K
本松工業 07186C
本松工業 07142A
本松工業 07157K
本松工業 07156A
本松工業 07164B
本松工業 07135J
本松工業 07134A
(盲・聾・養護学校)
こ 郡山養護 07453F
こ 郡山養護 07454D
こ 郡山養護 07451K
こ 郡山養護 07452H
私立
(高等学校)
あ 会津女子 07515K
あ 会津女子 07514A
あ 会津女子 07508G
あ 会津女子 07512E
あ 会津女子 07507J
あ 会津女子 07504D
あ 会津女子 07506A
あ 会津女子 07509E
あ 会津女子 07510J
あ 会津女子 07518D
あ 会津女子 07501K
あ 会津女子 07516H
あ 会津女子 07517F
あ 会津女子 07513C
あ 会津女子 07503F
あ 会津女子 07505B
上記以外の高等学校等 07999F
茨城県
国立
(盲・聾・養護学校)
い 茨城大学教育学部 08051K
部附属養護
(高等専門学校)
い 茨城工業高専 08091J
公立
(高等学校)
あ 明野 08190G
あ 明野 08141J
あ 明野 08152D

石石磯 08150H
石石磯 08151F
石石磯 08173G
石石磯 08109E
石石磯 08142G
石石磯 08186J
石石磯 08183D
石石磯 08184B
石石磯 08162A
石石磯 08192C
石石磯 08157E
石石磯 08158C
石石磯 08136B
石石磯 08111G
石石磯 08112E
石石磯 08133H
石石磯 08134F
石石磯 08116H
石石磯 08132K
石石磯 08143E
石石磯 08193A
石石磯 08127C
石石磯 08128A
石石磯 08169J
石石磯 08144C
石石磯 08110J
石石磯 08172J
石石磯 08177K
石石磯 08179F
石石磯 08178H
石石磯 08182F
石石磯 08187G
石石磯 08185A
石石磯 08113C
石石磯 08118D
石石磯 08165F
石石磯 08163K
石石磯 08164H
石石磯 08166D
石石磯 08167B
石石磯 08135D
石石磯 08195H
石石磯 08180K
石石磯 08101K
石石磯 08103F
石石磯 08107J
石石磯 08191E
石石磯 08140A
石石磯 08114A
石石磯 08115K
石石磯 08154A
石石磯 08149D
石石磯 08146K
石石磯 08148F
石石磯 08147H
石石磯 08188E
石石磯 08189C
石石磯 08159A
石石磯 08160E
石石磯 08131A
石石磯 08129K
石石磯 08130C
石石磯 08145A
石石磯 08194K
石石磯 08106A
石石磯 08108G
石石磯 08104D
石石磯 08105B
石石磯 08161C
石石磯 08174E
石石磯 08137A
石石磯 08138J
石石磯 08139G
石石磯 08168A
石石磯 08102H
石石磯 08175C
石石磯 08176A
石石磯 08124J
石石磯 08125G

水水水 08119B
水水水 08121D
水水水 08120F
水水水 08123A
水水水 08126E
水水水 08122B
水水水 08153B
水水水 08181H
水水水 08117F
水水水 08170B
水水水 08171A
水水水 08155J
水水水 08156G
(盲・聾・養護学校)
か 鹿島養護 08460D
か 鹿島養護 08454K
か 鹿島養護 08456F
か 鹿島養護 08458B
か 鹿島養護 08455H
か 鹿島養護 08457D
か 鹿島養護 08453A
か 鹿島養護 08452C
か 鹿島養護 08451E
か 鹿島養護 08459A
私立
(高等学校)
あ 愛国学院短期大学 08513J
あ 愛国学院短期大学 08503A
あ 愛国学院短期大学 08502C
あ 愛国学院短期大学 08515E
あ 愛国学院短期大学 08511B
あ 愛国学院短期大学 08514G
あ 愛国学院短期大学 08504K
あ 愛国学院短期大学 08509A
あ 愛国学院短期大学 08510D
あ 愛国学院短期大学 08512A
あ 愛国学院短期大学 08505H
あ 愛国学院短期大学 08501E
あ 愛国学院短期大学 08506F
あ 愛国学院短期大学 08507D
あ 愛国学院短期大学 08516C
上記以外の高等学校等 08999A
栃木県
国立
(盲・聾・養護学校)
う 宇都宮大学教育学部 09051E
部附属養護
(高等専門学校)
お 小山工業高専 09091D
公立
(高等学校)
あ 足利工業 09116C
あ 足利工業 09131G
あ 足利工業 09135K
あ 足利工業 09136H
あ 足利工業 09133C
あ 足利工業 09134A
あ 足利工業 09132E
あ 足利工業 09112A
あ 足利工業 09117A
あ 足利工業 09113J
あ 足利工業 09114G
あ 足利工業 09159G

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

2 試験地区区分表

試験地区名	試験地区コード	試験地区名	試験地区コード
北海道石狩支庁地区	01A	岐阜県	21A
" 空知支庁地区	01B	静岡県	22A
" 上川・宗谷・留萌支庁地区	01C	愛知県	23A
" 後志支庁地区	01D	三重県	24A
" 檜山・渡島支庁地区	01E	滋賀県	25A
" 胆振・日高支庁地区	01F	京都府	26A
" 十勝支庁地区	01G	(大阪府枚方市、寝屋川市、交野市を含む。)	
" 根室・釧路支庁地区	01H	大阪府	27A
" 網走支庁地区	01J	(枚方市、寝屋川市、交野市を除く。)	
青森県	02A	兵庫県	28A
岩手県	03A	(美方郡村岡町・浜坂町・美方町・温泉町、城崎郡香住町を除く。)	
宮城県	04A	奈良県	29A
秋田県	05A	和歌山県	30A
山形県	06A	鳥取県	31A
福島県	07A	(兵庫県美方郡村岡町・浜坂町・美方町・温泉町、城崎郡香住町を含む。)	
茨城県	08A	島根県	32A
栃木県	09A	岡山県	33A
群馬県	10A	広島県	34A
埼玉県	11A	山口県	35A
(所沢市、入間市、狭山市、飯能市、秩父市、秩父郡、富士見市、上福岡市、坂戸市、東松山市、比企郡、入間郡を除く。)		徳島県	36A
千葉県	12A	香川県	37A
東京都	13A	愛媛県	38A
(埼玉県所沢市、入間市、狭山市、飯能市、秩父市、秩父郡、富士見市、上福岡市、坂戸市、東松山市、比企郡、入間郡及び神奈川県川崎市、横浜市緑区・港北区を含む。)		高知県	39A
神奈川県	14A	福岡県	40A
(川崎市、横浜市緑区・港北区を除く。)		(長崎県壱岐郡、対馬支庁を含む。)	
新潟県	15A	佐賀県	41A
富山県	16A	長崎県	42A
石川県	17A	(壱岐郡、対馬支庁を除く。)	
福井県	18A	熊本県	43A
山梨県	19A	大分県	44A
長野県	20A	宮崎県	45A
		鹿児島県	46A
		(大島郡与論町・知名町・和泊町を除く。)	
		沖縄県那覇地区(注1)	47A
		(鹿児島県大島郡与論町・知名町・和泊町を含む。)	
		" 宮古地区(注2)	47B
		" 石垣地区(注3)	47C

注1 沖縄県「那覇地区」は、石川市、糸満市、浦添市、沖縄市、宜野湾市、具志川市、那覇市、名護市、国頭郡、島尻郡、中頭郡をいい、鹿児島県大島郡与論町・知名町・和泊町を含む。

注2 沖縄県「宮古地区」は、平良市、宮古郡をいう。

注3 沖縄県「石垣地区」は、石垣市、八重山郡をいう。

3 大学・学部コード表

(1) 国立大学

※印は主として夜間に授業を行うコース

大学名	学部名	大学・学部コード	大学名	学部名	大学・学部コード
北海道大学	文1系	10169	群馬大学	教育学部	12312
	文2系	10170		医学部	12328
	文3系	10171		工学部	12338
	理1系	10172	埼玉大学	教養学部	12401
	理2系	10173		教育学部	12412
	理3系	10174		経済学部	12422
	医学進学課程	10128		理学部	12426
	歯学進学課程	10129		工学部	12438
	水産系	10175			
北海道教育大学	札幌分校	10212	千葉大学	文学部	12504
	函館分校	10312		教育学部	12512
	旭川分校	10412		法経学部	12520
	釧路分校	10512		理学部	12526
	岩見沢分校	10612		医学部	12528
室蘭工業大学	工学部第1部	10738		薬学部	12530
	工学部第2部	10796		看護学部	12532
小樽商科大学	商学部	10824		工学部A	12538
帯広畜産大学	畜産学部	10947		※工学部B	12596
旭川医科大学	医学部	11028		園芸学部	12546
北見工業大学	工学部	11138	東京大学	文科1類	12669
弘前大学	人文学部	11206		文科2類	12670
	教育学部	11212		文科3類	12671
	理学部	11226		理科1類	12672
	医学部	11228		理科2類	12673
	農学部	11244		理科3類	12674
岩手大学	人文社会科学部	11305	東京医科歯科大学	医学部	12728
	教育学部	11312		歯学部	12729
	工学部	11338	東京外国語大学	外国語学部	12814
	農学部	11344			
東北大学	文学部	11404	東京学芸大学	教育学部	12912
	教育学部	11411			
	法学部	11419	東京農工大学	農学部	13044
	経済学部	11422		工学部	13038
	理学部	11426	東京芸術大学	美術学部	13159
	医学部	11428		音楽学部	13162
	歯学部	11429			
	薬学部	11430		第1類	13276
	工学部	11438		第2類	13277
	農学部	11444		第3類	13278
宮城教育大学	教育学部	11512		第4類	13279
				第5類	13280
秋田大学	教育学部	11612		第6類	13281
	医学部	11628	東京商船大学	商船学部	13354
	鉱山学部	11652			
山形大学	人文学部	11706	東京水産大学	水産学部	13453
	教育学部	11712			
	理学部	11726	お茶の水女子大学	文教育学部	13507
	医学部	11728		理学部	13526
	工学部	11738		家政学部	13535
	農学部	11744	電気通信大学	電気通信学部	13643
福島大学	教育学部	11812		法学部	13719
	経済学部(昼)	11822		社会学部	13715
	※経済学部(夜)	11892		経済学部	13722
茨城大学	人文学部	11906		商学部	13724
	教育学部	11912	横浜国立大学	教育学部	13812
	理学部	11926		経済学部	13822
	工学部	11938		経営学部第1部	13823
	農学部	11944		経営学部第2部	13893
図書館情報大学	図書館情報学部	12083		工学部第1部	13838
				工学部第2部	13896
筑波大学	第1学群	12163	新潟大学	人文学部	13906
	第2学群	12164		教育学部	13912
	第3学群	12165		法学部	13919
	医学専門学群	12166		経済学部	13922
	体育専門学群	12167		理学部	13926
	芸術専門学群	12168		医学部	13928
宇都宮大学	教育学部	12212		歯学部	13929
	工学部	12238		工学部	13938
	農学部	12244		農学部	13944
			長岡技術科学大学	工学部	14038
			上越教育大学	学校教育学部	14112

大学名	学部名	大学・学部コード	大学名	学部名	大学・学部コード
富山大学	人文学部	14206	京都工芸繊維大学	工芸学部	16241
	教育学部	14212		繊維学部	16245
	経済学部	14222	大阪大学	文学部	16304
	理学部	14226		人間科学部	16303
	工学部	14238		法学部	16319
富山医科薬科大学	医学部	14328		経済学部	16322
	薬学部	14330		理学部	16326
金沢大学	文学部	14404		医学部	16328
	教育学部	14412		歯学部	16329
	法学部	14419		薬学部	16330
	経済学部	14422		工学部	16338
	理学部	14426		基礎工学部	16339
	医学部	14428	大阪外国語大学	外国語学部第1部	16414
	薬学部	14430		外国語学部第2部	16489
	工学部	14438	大阪教育大学	教育学部第1部	16512
福井大学	教育学部	14512		教育学部第2部	16588
	工学部	14538	兵庫教育大学	学校教育学部	16612
福井医科大学	医学部	14628		文学部	16704
山梨大学	教育学部	14712	神戸大学	教育学部	16712
	工学部	14738		法学部第1課程	16719
山梨医科大学	医学部	14828		法学部第2課程	16790
信州大学	人文学部	14906		経済学部第1課程	16722
	教育学部	14912		経済学部第2課程	16792
	経済学部	14922		経営学部第1課程	16723
	理学部	14926		経営学部第2課程	16793
	医学部	14928		理学部	16726
	工学部	14938		医学部	16728
	農学部	14944		工学部	16738
	繊維学部	14945		農学部	16744
岐阜大学	教育学部	15012	神戸商船大学	商船学部	16854
	医学部	15028		教育学部	16912
	工学部	15038	奈良教育大学	文学部	17004
	農学部	15044		理学部	17026
静岡大学	人文学部	15106	奈良女子大学	家政学部	17035
	教育学部	15112		教育学部	17112
	理学部	15126	和歌山大学	経済学部	17122
	工学部	15138		教育学部	17212
	農学部	15144	鳥取大学	医学部	17228
浜松医科大学	医学部	15228		工学部	17238
	工学部	15244		農学部	17244
名古屋大学	文学部	15304	島根大学	法文学部	17310
	教育学部	15311		教育学部	17312
	法学部	15319		理学部	17326
	経済学部	15322	島根医科大学	農学部	17344
	理学部	15326		医学部	17428
	医学部	15328	岡山大学	文学部	17504
	工学部	15338		教育学部	17512
	農学部	15344		法学部第1部	17519
愛知教育大学	教育学部	15412		法学部第2部	17590
	工学部第1部	15538		経済学部第1部	17522
名古屋工業大学	工学部第2部	15596		経済学部第2部	17592
	工学部	15638		理学部	17526
豊橋技術科学大学	教育学部	15712		医学部	17528
	医学部	15728		歯学部	17529
	工学部	15738		薬学部	17530
	農学部	15744		工学部	17538
	水産学部	15753		農学部	17544
滋賀大学	教育学部	15812	広島大学	総合科学部	17602
	経済学部	15822		文学部	17604
滋賀医科大学	医学部	15928		教育学部	17611
	工学部	15938		学校教育学部	17612
京都大学	文学部	16004		法学部第1部	17619
	教育学部	16011		法学部第2部	17690
	法学部	16019		経済学部第1部	17622
	経済学部	16022		経済学部第2部	17692
	理学部	16026		理学部	17626
	医学部	16028		医学部	17628
	薬学部	16030		歯学部	17629
	工学部	16038		工学部	17638
	農学部	16044		生物生産学部	17682
	工学部	16044	山口大学	人文学部	17706
京都教育大学	教育学部	16112		教育学部	17712
	工学部	16112		経済学部	17722

大学名	学部名	大学・学部コード	大学名	学部名	大学・学部コード
山口大学	医学部	17728	佐賀大学	教育学部	18812
	工学部	17738		経済学部	18822
	農学部	17744		理学部	18827
徳島大学	教育学部	17812		農学部	18844
	医学部	17828	佐賀医科大学	医学部	18928
	歯学部	17829		教育学部	19012
	薬学部	17830	長崎大学	経済学部	19022
	工学部	17838		医学部	19028
香川大学	教育学部	17912		歯学部	19029
	法学部	17919		薬学部	19030
	経済学部	17922		工学部	19038
	農学部	17944		水産学部	19053
	工学部	17944	熊本大学	文学部	19104
香川医科大学	医学部	18028		教育学部	19112
	法学部(昼)	18110		法学部	19119
愛媛大学	薬法文学部(夜)	18187		理学部	19126
	教育学部	18112		医学部	19128
	理学部	18126		薬学部	19130
	医学部	18128		工学部	19138
	工学部	18138	大分大学	教育学部	19212
	農学部	18144		経済学部	19222
高知大学	人文学部	18206		工学部	19238
	教育学部	18212	大分医科大学	医学部	19328
	理学部	18226		教育学部	19412
	農学部	18244	宮崎大学	工学部	19438
高知医科大学	医学部	18328		農学部	19444
	教育学部	18412	宮崎医科大学	医学部	19528
福岡教育大学	教育学部	18412		法文学部	19610
	文学部	18504	鹿児島大学	教育学部	19612
	教育学部	18511		法学部	19626
	法学部	18519		医学部	19628
	経済学部	18522		歯学部	19629
	理学部	18526		薬学部	19638
	医学部	18528		工学部	19644
	歯学部	18529		農学部	19653
	薬学部	18530	琉球大学	法文学部	19710
	工学部	18538		教育学部	19712
	農学部	18544		理学部	19726
九州芸術工科大学	芸術工学部	18642		医学部	19728
	工学部第1部	18738		工学部	19738
九州工業大学	工学部第2部	18796		農学部	19744
	工学部	18796			

昭和58年度大学入学者選抜共通第1次学力試験
身体障害者受験措置申請書

※ ※ ※

⑱ 高等学校
高等学校
長等名

⑳

① 高等学校等コード

3	1	2	3	4	5	6	7
2	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29	30
31							

② 提出回数

1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---

③ 整理番号

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----

④ 氏名(カタカナ記入) (姓と名と間は、1コマをあげ、濁点及び半濁点は1コマとして使用する)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

⑤ 盲者(強度の弱視者を含む) ⑥ 聾者(強度の難聴者を含む) ⑦ 肢體の不自由者 ⑧ 病弱者(身体虚弱者を含む) ⑨ その他

項目	⑤ 盲者(強度の弱視者を含む)	⑥ 聾者(強度の難聴者を含む)	⑦ 肢體の不自由者	⑧ 病弱者(身体虚弱者を含む)	⑨ その他
⑤ 盲者(強度の弱視者を含む)	両眼の矯正視力が0.1未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、点字による教育を必要とするもの又は特殊点字による教育を必要とするものとなることを認められるもの	両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの	上肢の機能の障害が重篤な程度のもので、日常生活の動作が不可能又は困難な程度のものであるもの	慢性の胸部疾患、心臓疾患、腎臓疾患等、他の6月以上の入院を必要とする程度のもの	ここに記入した(または裏面に詳しく)記せ
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する

⑩ 視覚障害(盲・弱視) ⑪ 聴覚障害(聾・難聴) ⑫ 肢體の不自由・病弱(身体虚弱) ⑬ その他

項目	⑩ 視覚障害(盲・弱視)	⑪ 聴覚障害(聾・難聴)	⑫ 肢體の不自由・病弱(身体虚弱)	⑬ その他
⑩ 視覚障害(盲・弱視)	点字問題を点字で解答	点字問題を文字で解答	一般試験問題を文字で解答	ここに記入した(または裏面に詳しく)記せ
希望する	希望する	希望する	希望する	希望する

点字による出題希望者のみ記入

科目	⑭ 国語	⑮ 社会	⑯ 数学	⑰ 理科	⑱ 外国語
⑭ 国語	1	2	3	4	5
⑮ 社会	6	7	8	9	10
⑯ 数学	11	12	13	14	15
⑰ 理科	16	17	18	19	20
⑱ 外国語	21	22	23	24	25

〔注〕記入に当たっては、「身体障害者受験措置申請書作成上の注意」(33～34ページ)を参照のこと。

(2) 公立大学

大学名	学部名	大学・学部コード	大学名	学部名	大学・学部コード
札幌医科大学	医学部	30128	大阪市立大学	商学部第1部	31924
福島県立医科大学	医学部	30228	大阪市立大学	商学部第2部	31994
群馬県立女子大学	文学部	30304	大阪市立大学	経済学部第1部	31922
高崎経済大学	経済学部	30422	大阪市立大学	経済学部第2部	31992
東京都立大学	人文学部第1部	30506	大阪市立大学	法学部第1部	31919
東京都立大学	人文学部第2部	30586	大阪市立大学	法学部第2部	31990
東京都立大学	法学部第1部	30519	大阪市立大学	文学部第1部	31904
東京都立大学	法学部第2部	30590	大阪市立大学	文学部第2部	31985
東京都立大学	経済学部第1部	30522	大阪市立大学	理学部	31926
東京都立大学	経済学部第2部	30592	大阪市立大学	工学部	31938
東京都立大学	理学部第1部	30526	大阪市立大学	医学部	31928
東京都立大学	理学部第2部	30595	大阪市立大学	生活科学部	31937
東京都立大学	工学部第1部	30538	大阪府立大学	工学部	32038
東京都立大学	工学部第2部	30596	大阪府立大学	農学部	32044
横浜市立大学	商学部	30624	大阪府立大学	経済学部	32022
横浜市立大学	文理学部	30609	大阪府立大学	総合科学部	32002
横浜市立大学	医学部	30628	大阪府立大学	社会福祉学部	32018
金沢美術工芸大学	美術工芸学部	30761	神戸市外国語大学	外国語学部第1部	32114
都留文科大学	文学部	30804	神戸市外国語大学	外国語学部第2部	32189
岐阜薬科大学	薬学部	30930	神戸商科大学	商経学部	32225
静岡女子大学	文学部	31004	姫路工業大学	工学部	32338
静岡女子大学	家政学部	31035	奈良県立医科大学	医学部	32428
静岡薬科大学	薬学部	31130	和歌山県立医科大学	医学部	32528
愛知県立大学	文学部	31204	広島女子大学	文学部	32604
愛知県立大学	外国語学部第2部	31289	広島女子大学	家政学部	32635
愛知県立芸術大学	美術学部	31359	下関市立大学	経済学部	32722
愛知県立芸術大学	音楽学部	31362	山口女子大学	文学部	32804
名古屋市立大学	医学部	31428	山口女子大学	家政学部	32835
名古屋市立大学	薬学部	31430	高知女子大学	家政学部	32935
名古屋市立大学	経済学部	31422	高知女子大学	文学部	32904
京都市立芸術大学	美術学部	31559	北九州大学	外国語学部第1部	33014
京都市立芸術大学	音楽学部	31562	北九州大学	外国語学部第2部	33089
京都府立大学	文学部	31604	北九州大学	商学部	33024
京都府立大学	生活科学部	31637	北九州大学	文学部	33004
京都府立大学	農学部	31644	北九州大学	法学部	33019
京都府立医科大学	医学部	31728	九州歯科大学	歯学部	33129
大阪女子大学	学芸学部	31813	福岡女子大学	文学部	33204
			福岡女子大学	家政学部	33235
			長崎県立国際経済大学	経済学部	33322
			熊本女子大学	文学部	33404
			熊本女子大学	生活科学部	33437

(3) 私立大学

大学名	学部名	大学・学部コード
産業医科大学	医学部	40128

「身体障害の程度」の ⑨「その他」に該当する者の記入欄

身体障害の種類	身	体	障	害	の	程	度
(該当する項目を○で 囲むこと。)							
1 視 覚 障 害							
2 聴 覚 障 害							
3 肢体不自由・病弱							
4 そ の 他							

「受験に際して希望する措置」の ⑬「その他」を希望した者の記入欄

受験に際して希望する措置

※

※印の欄には記入しないこと。

納付書・領収証書

国庫金

(納入者)

No 7255130

※住所

※フリガナ

氏名殿

※高等学校等コード

注意

1. 納付金額を納付するときは、※印のところを明りように記入し、納付場所に納付して下さい。なお、高等学校等コードは、受験案内に記載されている高等学校等コード表により記入して下さい。

2. 納付期限後に納付することはできません。

3. 納付したときは、必ず領収証書を受け取って下さい。

昭和57年度	国立学校特別会計(025)	文部省所管
取扱庁名 大学入試センター(5530)		
授業料及入学検定料	授業料及入学検定料	入学料及検定料
納付金額	万 千 8 0 百 0 十 0 円	
納付目的 共通第1次学力試験検定料		上記の金額を領収しました。
納付期限 昭和57年10月15日限り		(領収日付印)
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店 又は歳入代理店 郵便局		

◎ この納付書は、3枚1組の複写式となっていますから、3枚とも納付場所に提出して下さい。

領 収 控

国 庫 金

(納入者)

No. 7255130

※ 住 所

※ フリガナ

氏 名

※ 高 等 学 校 等 コ ー ド

昭和 5 7 年 度 国立学校特別会計(025) 文 部 省 所 管

取 扱 庁 名 大 学 入 試 セ ン タ ー (5 5 3 0)

授業料及入学検定料 授業料及入学検定料 入学料及検定料

納 付 金 額 万 千 百 十 円
8 0 0 0

納付目的 共通第 1 次学力試験検定料

納付期限 昭和57年10月15日限り

上記の金額を
領収しました。

(領収日付印)